

小美玉市



基本計画



1章 みんなで創る自治のまち

- 1 市民協働の推進
- 2 新たなコミュニティの構築
- 3 多様な交流の推進
- 4 人権の尊重
- 5 男女共同参画社会の推進



基本方針

これからのまちづくりの基本姿勢である市民協働のあり方について、市民への普及を図るとともに団塊の世代などを中心にまちづくり活動に携わる人材の育成に努めます。

また、まちづくり情報の共有化や市民活動への様々な支援措置を体系的に整備し、将来にわたり持続可能なまちづくりシステムの構築を目指します。

現況と課題

少子高齢化や防犯・防災など地域社会の課題は急速に複雑化しており、公共サービスの提供を行政が一元的に担うこれまでの仕組みは、もはや成り立たなくなっています。

そこで、これからは市民と行政が相互に信頼と協調に基づき連携し、異なる立場や特性を生かし、それぞれの役割を分担しながら、自らの知恵と責任において行動する市民協働のまちづくりを推進していくことが求められています。

このような状況の中、本市では、福祉、防犯、環境、国際協力などのボランティア組織が従来よりまちづくりに大きく貢献してきた経過もあり、今後も公共サービスの担い手のひとつとして更なる期待が寄せられています。

本市は、これまでも「広報おみたま」や「市ホームページ」などで市民に対してまちづくり関連情報を積極的に提供し、市民協働への理解とまちづくりへの市民参加を呼びかけてきました。

特に、平成 18 年度には市内全域での自治力

向上を目指して「市まちづくり組織条例」を一部改正し、「まちづくり組織支援事業」として取り組みを展開しながら公共サービスを担う組織への具体的な支援措置が始まりました。

市政への市民のかかわり方や市民活動への参画の度合いは立場や年齢層、地域性などにより大きく異なる傾向にあることから、「市自治基本条例」の理念を市民各層へ更に浸透・定着させ、市民協働の意識を一層、深めていく必要があります。

また、公共サービスを提供する行政とその担い手のひとつであるボランティア団体がそのサービスの質の向上と安定化を図るためには、情報の共有化を図ることが大切であることから、行政は分かりやすい情報を提供していく必要があります。

そして、「まちづくり組織支援事業」の普及徹底やその事業費の財源確保及び既存公共施設の利活用制度など、市民活動を支援する仕組みを更に拡充していく必要があります。

●まちづくり組織一覧

組織名	種 類	組織名	種 類
納場地区コミュニティ	学区まちづくり組織	高場区	まちづくり委員会
竹原地区コミュニティ	学区まちづくり組織	与沢地区	まちづくり委員会
こころふれあう羽鳥の会	学区まちづくり組織	美野里生物の会	テーマ型まちづくり組織
住みよい堅倉地区をつくる会	学区まちづくり組織	男の健康料理	テーマ型まちづくり組織
さわやかな野田をつくる会	学区まちづくり組織	玉里の史跡と自然を護る会	テーマ型まちづくり組織
羽鳥十二所区会	まちづくり委員会	田木谷地区まちづくり同好会	テーマ型まちづくり組織
羽鳥花館区	まちづくり委員会	百里パルークラブ	テーマ型まちづくり組織
脇山区	まちづくり委員会	玉里しみじみの村	テーマ型まちづくり組織
江戸住宅町内会	まちづくり委員会		

資料：地域振興課 H19 年 10 月現在 ※ 種類は、「市まちづくり組織条例」の規定に基づく。

施策の目標

■まちづくり組織認定団体数

「まちづくり組織支援事業」の支援を受けてまちづくりを展開する団体数の拡大を目指す。

現 況 (H19)

17 団体

目 標 年 次 (H24)

100 団体

個別施策

1. 市民協働推進プログラムの策定《1101》

- ・市民協働にかかわる基本事項を幅広く位置づける「市自治基本条例」に基づき、市民協働を推進する行動計画として「市市民協働推進プログラム」を策定し、市民（市民・市民公益活動団体・事業者）と行政が対等な立場で、お互いに良きパートナーとして役割を分担し、地域社会の発展に向けて取り組んでいきます。

2. まちづくり活動に携わる人材育成《1102》

- ・実践的なまちづくり活動を支援するため、地域づくりのリーダー養成塾である「おみたまふるさと塾」の活動内容を充実させるとともに、受講生の拡大を図ります。
- ・団塊の世代など、豊かな経験と知識を生かす場として地域づくりへの参加を広く呼びかけ、ボランティア指導者やまちづくりアドバイザーとして地域づくりでの活躍の場を提供します。
- ・定年退職を迎える市民を対象に、ボランティアやNPO*などの市民活動を紹介するとともに、まちづくり活動実践への支援に努めます。

3. まちづくり情報の共有化《1103》

- ・「広報おみたま」により、市民団体の主催するイベント紹介や活動報告を市民に分かりやすいまちづくり情報として伝えます。
- ・「市ホームページ」においては「まちづくり支援」コーナーの充実に努めます。

4. まちづくり組織への支援《1104》

- ・市民による地域活動を支援するため、「まちづくり組織支援事業」の強化を図ります。
- ・「まちづくり組織支援事業」を将来的に安定化させるため、国の補助制度や市民・企業からの寄付金などを財源とする「まちづくりファンド（基金）」を設立します。
- ・まちづくり組織などが地域活動を展開する際の活動拠点として既存の公共施設を位置づけ、利活用しやすくする仕組みを確立します。



※NPO：Non Profit Organization の略語。「非営利組織」。利益を目的としない組織のこと。

基本方針

「自分たちのまちは自分たちで創る」という住民自治の基本理念に基づき、小学校区を単位とする新たなコミュニティ組織（地区コミュニティ）の構築を目指します。

そのため、市民のコミュニティ意識の高揚を基本にしながら、様々な育成支援策を推進するとともに、コミュニティ組織相互のネットワーク化、コミュニティの拠点充実を図ります。

現況と課題

近年急速に進行する少子・高齢化や核家族化の問題は、地域社会における連帯意識を低下させてきました。また、ライフスタイルや個人の価値観の多様化により市民ニーズはますます増大し、多様化してきました。

こうした中、本市では、地域における様々な問題を市民自らが解決しようと、小学校区を単位とする地縁型のコミュニティ組織（地区コミュニティ）が5つの小学校区で発足し、これまで活発な活動を展開してきました。また、本市には、環境保全や教育・福祉など、特定の目的のもとに活動するコミュニティ組織（テーマコミュニティ）も少なくなく、年々、これらの団体は各種事業をとおして連携する機会も増えていきます。

今後、各地域の一体感の醸成や市民協働のまちづくりを推進していくには、これらのコミュニティ組織の更なる活性化はもちろんのこと、特に、地域を舞台に活動する地区コミュニティの市内全域への広がりが大切です。そのためには、「自分たちの地域は自分たちでつくりあげる」という自治意識の醸成や地域住民と行政との連携を強化していかなければなりません。

また、コミュニティ組織における各々の取り組み姿勢は、地域性、歴史性など組織の成り立ちに起因して温度差もみられますが、今後、本市における地域活動を全市的にバランスよく展開していくためには、あらゆる団体間のネットワーク化を更に推進する必要があります。

施策の目標

■地区コミュニティの割合

小学校区単位のコミュニティ組織を全市で立ち上げることを目指す。(コミュニティ組織数/小学校区*100)

現況 (H19)	目標年次 (H24)
42%	100%

個別施策

1. コミュニティ組織の育成・支援《1201》

- ・全ての地域において充実したコミュニティ活動が展開できるよう、「まちづくり組織支援事業」などにより新たなコミュニティ組織の育成・支援に努めます。

2. コミュニティ組織のネットワーク化《1202》

- ・「小美玉市コミュニティ連絡会」においては、地区コミュニティ間の連携強化及び団体相互の情報交換の場としての役割の充実に努めます。
- ・各種コミュニティ活動の活性化を図るため、地区コミュニティやテーマコミュニティを中心とした、より大きなコミュニティ組織のネットワーク化を目指します。

3. コミュニティ拠点の充実《1203》

- ・コミュニティ活動を推進する上で、既存の公民館やコミュニティセンター、農村集落センターなどの「地区集会施設」を利用しやすくする仕組みの構築に努めます。
- ・コミュニティ組織の活動拠点として、事務所機能を有する管理体制の確立した施設の確保を目標に、既存の公共施設や「地区集会施設」などの利用可能性の検討を含めながら新たな拠点づくりを目指します。



基本方針

国際化に対応した人づくり、まちづくりを目指し、市民協働を基本とした姉妹都市交流や国際理解教育の推進など、国際交流を推進します。

また、市民交流を促進し、市民の一体化を進めるとともに、外国人が安心して生活できる地域づくりを目指します。

現況と課題

本市では、学校での国際理解教育やカナダへの中学生海外派遣事業や国際交流協会による姉妹都市アメリカ・アビリン市との青少年訪問団相互交流、スポーツ少年団によるドイツ人訪問団の受け入れなど、多様な国際交流を展開しています。姉妹都市アビリン市との交流では、「国際交流父母の会」、「野いばらの会」及び「サバイディ」などのボランティア組織が、幅広い分野で国際交流を支えています。

今後は、姉妹都市アビリン市との交流などを通じ、教育、文化のみならず、産業、経済などの分野でもその成果を具体的に反映する必要があります。

一方、経済のグローバル化※などに伴い、本市に居住する外国人は年々増加傾向にあります。本市の外国人登録者数は、企業の外国人雇用や農業への研修生受け入れなどにより、平成19年4月1日現在、1,286名を数え、全人口の

約2%を占めています。このため、日常生活を通して外国人との交流の機会は多く、国際化が進展しています。

今後は、市民一人ひとりが国際理解を深めるとともに、外国人が日本人と同じ環境で働き、学び、遊び、暮らすための情報提供や生活環境の整備など、様々な支援をしていく必要があります。

また、市民交流の面では、世代を超えたふれあいの輪を築こうと、たくさんの地域イベントが実施されています。特に本市の誕生を契機として市民の一体感の醸成と郷土愛を深めるために開催されている「ふるさとふれあいまつり」は夏の風物詩として定着しつつあります。これらの地域イベントは、コミュニティづくりに大きく貢献し、地域の個性を発揮するものとなっており、更なる充実を目指す必要があります。

●市内外国人登録者数の推移

単位：人

H14	H15	H16	H17	H18	H19
1,195	1,264	1,260	1,291	1,298	1,286

資料：国際実務ハンドブック（H19年3月）茨城県生活環境部国際課／小美玉市市民課
※H14～18は茨城県、H19年は小美玉市の資料による

※グローバル化：資本や労働力の移動が活発化し、貿易や投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

施策の目標

■国際交流協会会員数

国際交流協会の会員数の拡大を目指す。(累計値)

現 況 (H19)

140 人

目 標 年 次 (H24)

200 人



個別施策

1. 国際交流の推進《1301》

- ・国際交流協会など国際交流活動推進諸団体による多様な活動を支援するとともに、団体間のネットワーク化や会員の確保に努めるなど、諸団体の体制強化を図ります。
- ・学校教育や生涯学習においては、国際理解教育を積極的に行い、カナダなどへの中学生海外派遣事業を推進します。
- ・姉妹都市アビリン市との青少年訪問団相互交流、スポーツ少年団によるドイツ人訪問団の受け入れなど、多様な国際交流を推進します。
- ・姉妹都市であるアビリン市などと、産業、経済、文化、教育など多様な分野における交流を推進します。

2. 外国人への支援《1303》

- ・外国人に対して、外国語による広報や生活ガイドブックなどにより生活情報を提供するとともに、行政窓口での外国語対応力の向上を図ります。
- ・日本語ボランティアなどの外国人を支援する市民ボランティア活動の育成を支援するとともに、外国人に対する市民の意識啓発に努めます。

3. 市民交流の充実《1302》

- ・「ふるさとふれあいまつり」など市民主体で運営する市民交流事業の充実化に努めます。



基本方針

あらゆる人権課題に関する啓発と教育を推進することにより人権意識の高揚に努め、差別や偏見のない人権が尊重される地域社会づくりを目指します。

現況と課題

人と人とのふれあいや思いやりの心を育み、差別や偏見のない住みよい地域社会づくりを進めるためには、人種、信条、性別、社会的身分または門地（家柄、家格）により、政治的、経済的または社会的関係において差別されないこと、すなわち憲法で保障されている「基本的人権の尊重」が何よりも大切です。21世紀は「人権の世紀」と呼ばれており、すべての人の人権が尊重される社会を目指す「人権教育のための国連10年（平成7～16年）」など、世界的規模での様々な取り組みが進められてきました。

しかしながら、依然として残る旧来からの差別や偏見に加え、現在では学校や職場でのいじめ問題、児童への虐待問題、高齢者への虐待問題、インターネットの匿名による個人の尊厳の侵害など、人権に関わる新たな社会問題も生じております。

このような状況に対応するため、本市においては、講演会や人権教室の開催をはじめとして、

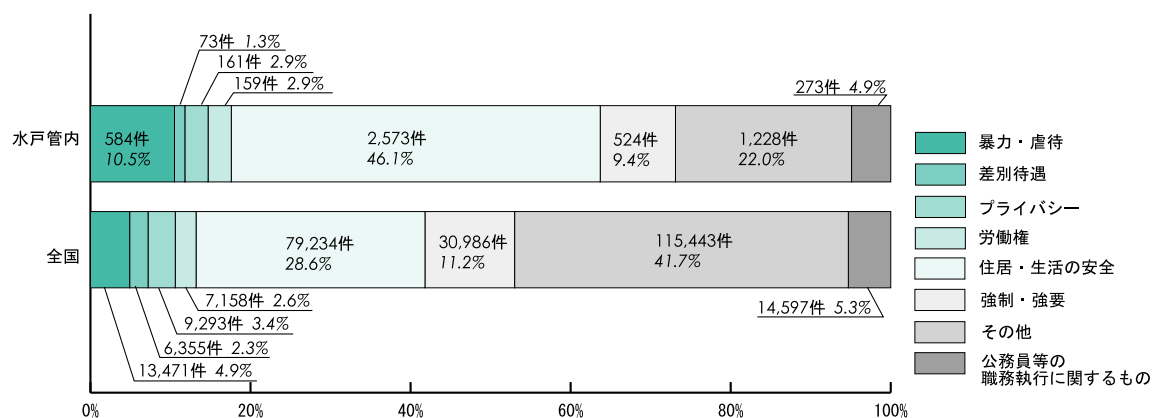
差別や偏見のない地域社会づくりに向けた取り組みを進めています。

今後も、これらの取り組みを継続し、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、H I V感染者・ハンセン病患者、刑期を終えて出所した人、犯罪被害者に対する差別や、インターネットによる人権侵害などの人権課題に対し、真摯に取り組んでいくことが求められています。

また、多様化する社会の中で、すべての市民が、家庭や地域、職場などあらゆる場面や分野において尊重しあい、その個性や能力を十分に発揮して参画できる地域社会を目指して、関係機関と協力しつつ、人権啓発・人権教育に総合的に取り組んでいく必要があります。

さらに人権擁護委員や関係機関と連携して、子どもや高齢者や女性の人権の保護をはじめとして、家庭・近隣のトラブル相談など人権擁護活動を推進していくことも重要です。

●人権相談の種類別受理件数の割合（水戸地方方法務局管内と全国）



資料：平成18年法務局及び地方方法務局管内別種類別人権相談件数

施策の目標

■人権教室の開催学校数（年間）

市内すべての小中学校において人権教室の開催を目指す。（市内小中学校 16 校を、2 年間で開催）

現 況（H19）

4 校

目 標 年 次（H24）

8 校

個別施策

1. 人権啓発活動の推進《1401》

- ・国や県など関係機関との連携・協力に基づき人権課題に対する正しい認識を深め、人権尊重の意識が広く定着するよう、様々な機会を捉えて啓発活動を推進します。

2. 人権教育の推進《1402》

- ・学校や地域・職場において、人権課題に対する正しい認識が身につくよう、人権擁護委員による人権教室や出前講座の開催など人権教育を推進します。

3. 人権擁護活動の推進《1403》

- ・人権擁護委員による特設人権相談所を継続して開設するなど、人権擁護活動の充実に努めます。
- ・市要保護児童対策地域協議会、家庭相談員、母子自立支援員、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会活動の充実に図ります。



基本方針

男女の人権が尊重される男女共同参画社会を目指し、全庁的な協力体制のもと総合的な施策の推進を図ります。また、家庭、学校、地域、職場などにおける男女平等や、政策決定過程での女性の参画促進など、あらゆる分野での男女共同参画を推進するとともに、仕事と子育ての両立支援、雇用機会の均等など男女が働きやすい環境づくりを目指します。

現況と課題

女性と男性が、互いに認め合い、互いに人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

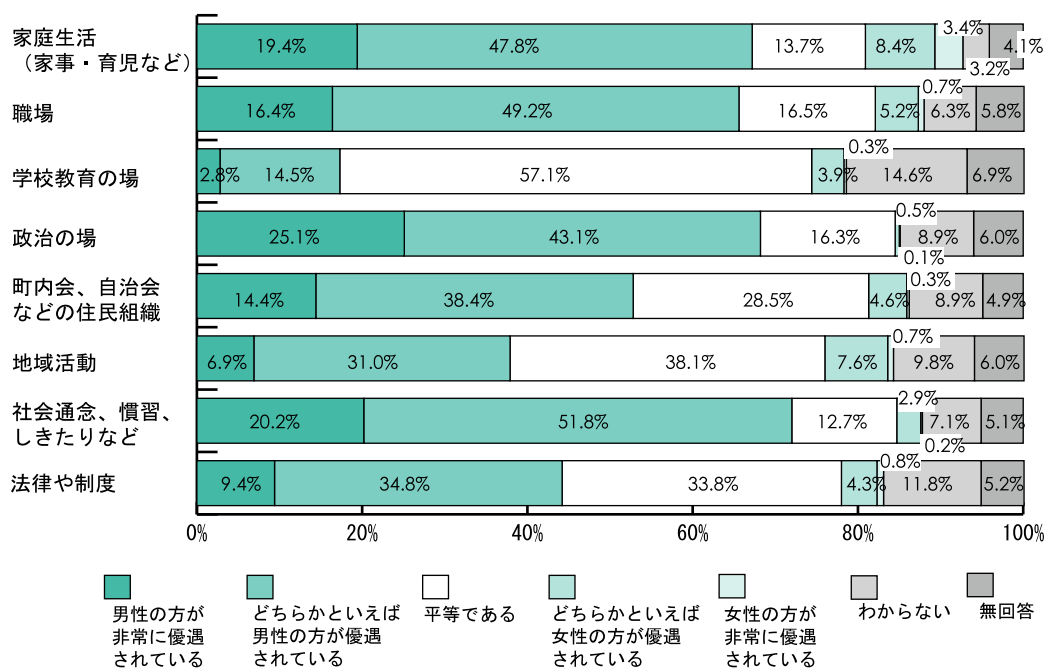
男女共同参画の視点に立った法律や制度は整備されていますが、社会制度・慣行の見直しや多様な生き方への配慮など、市民の意識啓発は

十分進んでいるとは言えません。

また、男女共同参画についての意識啓発のための講演会やイベントなどへの男性参加者は徐々に増えてきているものの、依然として女性が多数を占める状況にあります。

今後は、男女共同参画の視点にたった総合的な施策の推進を図る必要があります。

●茨城県における「男女の地位の平等」の意識について



出典：平成 17 年 3 月茨城県男女共同参画社会県民意識調査

施策の目標

	現 況 (H19)	目 標 年 次 (H24)
■審議会等委員への女性登用の割合 審議会などにおける女性の割合の向上を目指す。（「県男女共同参画基本計画」の目標値に準ずる）	18.4%	35%
■男女の平等が実現していると思う市民の割合 職場、教育現場、地域、家庭で男女平等が実現していると感じている市民の割合の向上を目指す。（住民意識調査）	68.9%	80%

個別施策

1. 男女の人権が尊重される体制づくり《1501》

- ・「市男女共同参画社会基本条例」の制定を目指すとともに、基本計画を策定します。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）※防止やセクシュアル・ハラスメント※防止のため、啓発活動を推進するとともに、相談体制の充実に努めます。
- ・市政運営に女性の声を反映するため、審議会などにおける女性の積極的な登用に努めます。

2. 啓発活動の推進《1502》

- ・社会制度・慣行の見直しのための啓発活動を推進するとともに、あらゆる差別の解消に向けた学習機会の提供に努めます。
- ・男女共同参画団体の活動の充実、男女混合名簿の継続、女子差別撤廃条約に対する理解促進など家庭や地域、学校などで男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを推進します。

3. 社会参加の促進《1503》

- ・仕事と家庭の両立支援のため、子育て支援の充実や男性の育児休業取得の促進を図ります。
- ・男女の雇用における平等を実現するため男女雇用機会均等法の周知などの取り組みを実施します。



※ドメスティック・バイオレンス（domestic violence, DV）：同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。

※セクシュアル・ハラスメント：職場または教育現場において、優越的地位や継続的關係を利用して行われる相手方の意に反する性的な言動によって、相手方に不利益を与えたり、不快感を与えて、就学就労や教育研究環境を悪化させること。

